

憲法 Chapter 12

Date

/

Date

/

Date

/



次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄□ア～□エに当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

憲法84条は、課税要件及び□アの□イの手續が法律で明確に定められるべきことを規定するものであり、直接的には、□アについて法律による規律の在り方を定めるものであるが、同条は、国民に対して義務を課し又は権利を制限するには法律の根拠を要するという法原則を□アについて厳格化した形で明文化したものというべきである。したがって、国、地方公共団体等が□イする□ア以外の公課であっても、その性質に応じて、法律又は法律の範囲内で制定された□ウによって適正な規律がされるべきものと解すべきであり、憲法84条に規定する□アではないという理由だけから、そのすべてが当然に同条に現れた上記のような法原則のらち外にあると判断することは相当ではない。そして、□ア以外の公課であっても、□イの□エの度合い等の点において□アに類似する性質を有するものについては、憲法84条の趣旨が及ぶと解すべきであるが、その場合であっても、□ア以外の公課は、□アとその性質が共通する点や異なる点があり、また、□イの目的に応じて多種多様であるから、賦課要件が法律又は□ウにどの程度明確に定められるべきかなどその規律の在り方については、当該公課の性質、□イの目的、その□エの度合い等を総合考慮して判断すべきものである。市町村が行う国民健康保険は、保険料を徴収する方式のものであっても、□エ加入とされ、保険料が□エ徴収され、□イの□エの度合いにおいては□アに類似する性質を有するものであるから、これについても憲法84条の趣旨が及ぶと解すべきであるが、他方において、保険料の用途は、国民健康保険事業に要する費用に限定されているのであって、（国民健康保険）法81条の委任に基づき□ウにおいて賦課要件がどの程度明確に定められるべきかは、□イの□エの度合いのほか、社会保険としての国民健康保険の目的、特質等をも総合考慮して判断する必要がある。

（最大判平成18年3月1日民集60巻2号587頁以下）

1 任意	2 条例	3 規則	4 執行
5 財政支出	6 拘束	7 契約	8 賦課徴収
9 給付	10 罰則	11 保障	12 租税
13 命令	14 委任立法	15 収容	16 構成要件
17 請求	18 適合	19 強制	20 規制

[財 政] 租税法律主義

ア 「12 租税」 イ 「8 賦課徴収」
ウ 「2 条例」 エ 「19 強制」

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする（租税法律主義 憲法84条）。これは、歴史的には、近代憲法の「代表なければ課税なし」の思想に基づくものである。

本問は、この租税法律主義が国民健康保険料にも適用されるかが問題となった事案における、最高裁判所判決の一節である。

「租税」とは、国又は地方公共団体が、特別の役務に対する反対給付としてではなく、その経費に充当するための財力取得の目的で、その課税権に基づいて、一般国民に対して、一方的、強制的に賦課徴収する金銭給付のことをいう。そして、形式的には租税とはされていないものであっても、国民に対して強制的に賦課徴収される金銭については、租税法律主義の原則の趣旨が及ぶと解されている。

最高裁判所は、国民健康保険が強制加入であり、保険料が強制徴収されるのは、社会保険としての国民健康保険の目的及び性質に由来するものであって、保険料は租税にはあたらず、国民健康保険について租税法律主義は直接適用されないとした。その上で、国民健康保険は強制加入とされ、保険料が強制徴収されるものであって、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質を有するものであるから、国民健康保険についても租税法律主義の趣旨が及ぶと判示した。

他方で、同判決は、保険料の用途は国民健康保険事業に要する費用に限定されているのであって、国民健康保険法の規定による委任に基づき、条例において賦課要件がどの程度明確に定められるべきかについては、賦課徴収の強制の度合いのほか、社会保険としての国民健康保険の目的、特質等をも総合考慮して判断する必要があるとした（最大判平18.3.1）。

以上により、アには12、イには8、ウには2、エには19が当てはまる。